専門職後見人等向け　後見活動の参考手引き

目　次

◆豊田市・豊田市成年後見支援センターから受けられるサポート・・・・・・・・・1

1　受任時　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2　通常時　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

3　後見活動終了時　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

◆各種様式・参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

◆豊田市・豊田市成年後見支援センターから受けられるサポート

（１）豊田市よりそい支援課

豊田市よりそい支援課は、重層的支援体制整備事業における支援調整アドバイザーとして、関係機関との連携を図りながら、困難事例に関する相談に対応しています。必要に応じてご相談ください。

○よりそい支援課の連絡先

■連絡先

〒４７１－８５０１　愛知県豊田市西町３丁目 60 番地
豊田市役所東庁舎１階
電話　（０５６５）３４－６７９１
FAX　（０５６５）３３－２９４０
Mail　yorisoi@city.toyota.aichi.jp

■開設時間

・月曜日～金曜日　午前８時３０分から午後５時１５分まで
※土・日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）は除く

（２）豊田市成年後見支援センター

豊田市成年後見支援センター（以下 センター）は、行政機関、関係機関等及び専門職との連絡及び情報交換等を密にし、連携体制の構築に努めています。専門職後見人だけでは解決が難しい課題について多職種との連携を図りながら一緒に解決を目指します。

○センターの連絡先

■連絡先

〒４７１－０８７７　愛知県豊田市錦町１－１－１
豊田市福祉センター（２階・地域福祉推進室内)
電話（０５６５）６３－５５６６
FAX　（０５６５）３３－２３４６
Mail　s-shien@toyota-shakyo.jp

■開設時間

・火曜日～土曜日　午前８時３０分から午後５時１５分まで
※日・月・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）は除く
※時間外、休日は携帯電話へ転送されます。

1　受任時

（1）チーム会議の開催による新たなチーム形成について

センターが調整を行い、本人、親族、ケアマネジャー、地域包括支援センター、医療機関、施設関係者等（以下「支援者」）に出席を依頼し、本人を支援するためのチーム会議を開催します。

専門職後見人は、支援者との顔合わせ、支援方針の確認、課題整理、緊急時の対応方法の共有等を行うことができます。

〇本人、支援者等との顔合わせ

本人の生活拠点を訪問し、本人や支援者との顔合わせを行います。

〇役割分担

本人の望む生活、今後の支援の方針、各支援者の役割等を確認します。これら通常時の支援に加え、救急搬送時などの緊急時、亡くなった時などの対応方法等、連絡方法等を確認します。

〇財産等の引き渡し

預金通帳などの財産等の引き渡しを行います。本人もしくは親族が管理しているほか、場合によってはセンターや豊田市などを含む支援者が金銭管理をしている場合もあります。

（2）行政事務の手続きについて

〇行政機関等への届出

市役所での手続において、一部を除き、送付先一括変更ができるようになりました。あいち電子申請システムでの申請も可能です。窓口はよりそい支援課（34-6791）になります。手続きには本人確認書類や後見人等に選任されていることが確認できる書類が必要となります。

通知文及び申請書については以下のとおりとなります。

豊よ発第１８７号
令和７年４月２１日

成年後見人等関係各位

豊田市　よりそい支援課
課 長　　岡 本　　裕 之

豊田市成年後見制度利用支援事業及び送付先変更手続きのオンライン申請について（通知）

日頃は、本市の福祉行政に格別なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、成年後見人等に係る市役所関係事務の負担軽減を図り、多くの方が後見活動に取り組みやすくするため、この度、成年後見制度利用支援事業及び送付先変更の手続きについて、令和７年４月よりオンライン申請を開始しました。

つきましては、積極的にオンライン申請を活用していただくとともに、団体等内での周知をお願いします。

	外部リンク	QR コード
豊田市成年後見制度利用支援事業	https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure-alias/riyousienjigyou/door	
送付先変更手続き	https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure-alias/200589476545/door	

※　豊田市のホームページからも検索いただけます。

※　リンク先は、「あいち電子申請・届出システム」となります。

【連絡先】
豊田市役所　よりそい支援課
地域共生・社会参加担当　下田・峯・竹下
TEL　0565-34-6791
FAX　0565-33-2940
yorisoi@city.toyota.aichi.jp

書類送付先変更届（成年後見人等）

申請日　令和　　年　　月　　日

豊田市長　様

※後期高齢者医療においては、愛知県後期高齢者医療広域連合長宛とする。

下記のとおり送付先を変更してください。また、送付先の変更にあたり、以下のことを誓約します。

・内容に変更が生じた場合は、すみやかに届出をします。

・送付先変更後の住所に郵便物が届かなくなった、又は連絡が取れなくなった場合は、送付先の解除を了承します。

太線枠内①から④を記入してください。

①対象者 （被後見人）	※フリガナ 氏　名		電話番号
	住　所	〒 ※住民票に記載されている住所を記入してください。	
	生年月日	（T・S・H・R）　　年　　月　　日	

②申請者 （後見人）	※フリガナ 氏　名 ※法人後見の場合は法人名		電話番号
	住所	〒	
	生年月日	（T・S・H・R）　　年　　月　　日	

③送付先	□　申請者と同じ		
	※フリガナ 受取人氏名		電話番号
	住所	〒	

④送付先の変更を希望する項目（希望する項目に「☑」を記入してください。）

国民健康保険税 （国保年金課）	□　資格（資格確認書等） □　納税通知書等（保険税決定・変更通知、納付済額のお知らせ、督促状催告書など） □　給付関係書類（高額医療費支給申請、医療費通知など） ※対象者が世帯主でない場合は、この様式で送付先変更することはできません。直接、国保年金課へお問い合わせください。
健康診断 （健康政策課）	□　健康診査等書類
予防接種券 （感染症予防課）	□　予防接種券関係書類 ※予防接種券については、申請者（後見人）と別の住所には送付先変更の設定はできません。
特定医療 （保健支援課）	□　難病関係書類
介護保険 （介護保険課）	□　資格・認定（被保険者証、認定結果通知、更新申請のお知らせなどの認定申請に関する書類） □　賦課・収納（納入通知書、特別徴収通知など保険料に関する書類） □　給付（負担割合証、支給決定通知、給付通知など給付に関する書類）
後期高齢者医療 （福祉医療課）	愛知県後期高齢者医療広域連合（保険者番号　39232111）に加入中の方のみ、この様式で送付先変更ができます。 □　資格（資格確認書等） □　賦課・収納（保険料徴収に関する書類） □　給付（高額療養費・療養費に関する書類）　被保険者番号
福祉医療 （福祉医療課）	福祉医療費受給者証をお持ちの方のみ、この様式で送付先変更ができます。 □　福祉医療費受給者証等
障がい者保健福祉 （障がい福祉課）	□　障がい者手帳に関する通知等

※　**申請書が提出されますと送付先変更は速やかに反映され、適用日を指定することはできません。**

処理欄（【対象者の個人コード】　　　　　）

申請者の 身分確認書類 ※法人の場合は提出不要	1点確認	□　運転免許証　□　マイナンバーカード　□　その他（　　）
	2点確認	□　健康保険被保険者証　□　健康保険資格確認書　□　年金証書　□　介護保険被保険者証 □　雇用保険受給資格証明書　□　その他（　　） ※その他については、名前と生年月日又は住所の明記があるもの
確認書類	必須	□　登記事項証明書等　□代理行為目録（保佐人又は補助人の場合のみ） ※登記事項証明書がない場合は、審判書及び審判確定書でも可

受付担当者	課名	よりそい支援課	担当者名	

（□ コピー　□ TEL入力　□ リスト入力等）

市役所課名	電話番号	手続き
国保年金課	３４－６６３７	国民健康保険税について
健康政策課	３４－６７２３	健康診断について
感染症予防課	３４－６１８０	予防接種券について
保健支援課	３４－６８５５	特定医療（難病関係）について
介護保険課	３４－６６３４	介護保険について
福祉医療課	３４－６９５９	後期高齢者医療について 福祉医療について
障がい福祉課	３４－６７５１	障がい者手帳について 自立支援医療について

なお、年齢到達前（例えば介護保険サービスを利用していない６５歳未満の方の介護保険の関すること）や事象が発生前（障がい者手帳を有しない者の障がい者手帳に関する通知のこと等）の事前登録はできません。

また国民健康保険の場合は世帯主名での変更が必要になります。

※　一括届出ではない場合、これまで通り各課での手続が可能です。

・固定資産税や市・県民税について

税目ごとの手続きになるので、どの税目が課税されているかを確認し届け出るようにしてください。

市役所課名	電話番号	手続き
市民税課	３４－６６１７	市・県民税について
資産税課	３４－６９８７	固定資産税等について

・生活保護について

市役所課名	電話番号	手続き
生活福祉課	３４－６６３５	生活保護について

・年金について

年金事務所に「年金受給権者　通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書」が用意されているので、これに従って手続きをします。被後見人等の基礎年金番号が分かる書類を用意した上で、電話であらかじめ訪問日時の予約を取ることが必要です。

事務所名	電話番号	住　　所
豊田年金事務所	３３－１１２３	〒４７１－８６０２ 豊田市神明町３－３３－２

〇その他

・臨時給付金等について

国等から支給される臨時給付金について、豊田市では対象者に「確認書」等の必要書類を送付します。被後見人等が確実に給付金を受給できるよう、送付先を後見人等に変更していただくための「申出」をお願いする場合があります※。

各種様式や参考資料については、P９・１０をご確認ください。なお、給付金の性質上、ご案内から申出までの期間が大変短くなっておりますのでご注意ください。

※ 臨時給付金等の「確認書」を送付する前に、よりそい支援課（34-6791）から後見人等に「臨時給付金等に関する送付先変更に関するご案内」を送付する場合があります。

2　通常時

センターでは、後見人等からの相談に応じています。相談後は必要に応じて、行政機関や支援者との連絡調整やチーム会議の開催によりケース検討を行うなど、後見人等の困りごとも含め包括的に権利擁護支援チームを支援しています。

専門職後見人において、特にご自身の得意分野以外の支援について課題や不安が生じた際に、早めに相談することで、多職種との連携を進め課題の早期解決へのサポートや、不安解消に向けてチーム内の役割分担の再調整などをお手伝いします。

＜相談事例＞

在宅生活をしている知的障がいのある A さんは、相続手続きの必要性などにより保佐人に司法書士の先生が選任されました。相続の手続きも終わり、日々の財産管理は障がい相談員と司法書士の先生が連絡を取り合いながら上手く連携して滞りなく行われていました。

ある日、行方知れずであった母親が、突然家に帰ってきて一緒に住み始めます。母親は知的障がいの疑いがあり、収入もなく、仕事もできる状態でなかった為、A さんを頼って来たのです。生活は安定せず、A さんの金銭的な負担や、突然の同居生活による精神的な不安など、新しい課題が発生しました。今までのチームだけでは、母親も支援する事は難しく、新しい支援者と役割分担が必要となります。

そこで、相談を受けた後見センターが調整役となり、改めてチーム会議を開催し『課題の整理』『役割分担』を実施しました。何度かの会議を通して、チームで課題の解決に取り組み、最終的に母親は施設入所し、A さんは自宅で穏やかな生活を送れるようになりました。

（１）成年後見制度利用支援事業（報酬助成など）

豊田市では、成年後見制度の審判請求に係る費用及び成年後見人等の報酬費用の助成を行っています。報酬助成の対象は以下のとおりです。その他、要綱や各種様式については、Ｐ１１～２１をご確認ください。

＜報酬助成の対象＞

(１)	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者
(２)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付等を受けている者
(３)	豊田市社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業実施要綱に準じて、別表に掲げる要件すべてに該当する者
(４)	その他市長が認める者

別表

	要件
1	市町村民税非課税であること。
2	年間収入が１５０万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること。
3	預貯金等の額が３５０万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること。
4	その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を所有していないこと。

（２）受任１年後アンケートの実施

センターが受任者調整を行った案件については、チーム会議開催の１年後を目安に現状についてアンケート等で聞き取りをします。

アンケートを実施している意図としては、後見人等選任後の課題の解消状況を確認し、豊田市における適切な受任に繋がっているかの把握を進めております。

また、新たに表出した課題に対して、適切な後見人支援につなげるために実施しています。

結果については、毎年実施しております専門職交流会にて公表させていただき、専門職の皆様にも豊田市の成年後見制度の利用の実態についてお知り頂く機会としております。趣旨をご理解いただき、ご回答いただきますようお願いします。

アンケートの内容については、P２２を参考にしてください。

（３）専門職交流会

センターでは、「第２次豊田市権利擁護支援推進計画・成年後見制度利用促進計画」に基づき権利擁護支援の体制整備ために専門職交流会を開催しております。

専門職交流会を開催している意図としては、豊田市及び豊田市成年後見支援センターの動向についてお伝えし、今後の体制整備に向けて広く専門職の皆様にご意見をいただくとともに、さらに連携を深めるためです。趣旨をご理解いただき、ご参加いただきますようお願いします。交流会の内容については、P２３を参考にしてください。

３　後見活動終了時

（１）とよた市民後見人へのリレーについて

豊田市では、地域共生社会の実現を目指し、市民とともに権利擁護支援を進めるため、「とよた市民後見人の育成・共働」に取り組んでいます。

法的な支援や、支援体制の福祉的な調整を必要とする課題が解決し、本人が必要とする支援の中心が、財産管理や身上保護を通じた「丁寧な見守り」や「意思決定支援」となった場合には、ぜひ市民後見人へのリレーをご検討ください。

専門職後見人にとっても、リレーを行うことで、また別の案件において専門性を活かした益々のご活躍をいただけると考えております。

○とよた市民後見人へのリレーを検討いただく観点

①法的な支援や、支援体制の福祉的な調整を必要とする**課題が解消されている**。
②**収支状況が安定している**（債務があっても支払いの見通しがたっていれば可）。
③受任後、概ね１年を経過している。

○リレーまでの具体的な流れ

とよた市民後見人へのリレーを進めたい場合は、まずセンターにご相談ください。以下の流れに沿って、手続きを進めます。リレーの相談から審判までは３～４か月程度かかる見込みです。

【専門職後見人等】
リレーについてセンターに相談。被後見人等の状況を伝えて、市民後見人へのリレーの可能性があるか確認。

⇓

【専門職後見人等】
基本情報（直近の定期報告書や通帳の写し等）をセンターに提出。

⇓

【センター】
被後見人等を訪問・面会し、市民後見人へのリレーを伝え、意向等を確認。

⇓

【センター】
受任調整会議にて、とよた市民後見人へのリレーを提案。

⇓

【センター】
とよた市民後見人バンク登録者に打診。了承後、内諾書類等を受領。

⇓

【専門職後見人等】
内諾書類等を添付し、家庭裁判所に後見人等の辞任・選任の申立てを行う。

⇓

審判

⇓

【センター・専門職後見人等】
チーム会議にて市民後見人への引継ぎを行う。

○とよた市民後見人の活躍状況、リレー実績等

市民後見人の状況(令和７年度末現在)　（人）

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	総数
バンク登録者数	17	15	8	-	20	43	32	135
受任者数	0	7	5	6	9	11	16	54
リレーによる受任	-	-	4	1	2	2	5	14

※ リレーによる受任の内訳（延べ）（弁護士５件、司法書士５件、社会福祉士４件）

（２）被後見人等が亡くなったときの対応

相続人等がわかっているときは、財産引継ぎなどの後見人等として求められる対応をお願いします。ご不明な点があれば、センターまでお問い合わせください。

被後見人等が身寄りを頼ることができない人※の場合の対応について、豊田市

では「身寄りを頼ることができない方への支援のレシピ集＜死後事務編＞」を作成しています。該当する場合は、こちらもご参照ください（Ｐ２４～）。

※ 親族が全くいない場合だけでなく、親族はいるものの対応が望めない場合も含んでいます。

○身寄りを頼ることができない人の亡くなった場所が豊田市の場合

・亡くなるかもしれない段階で、豊田市よりそい支援課に事前連絡

被後見人等が亡くなりそうな状況の場合、豊田市よりそい支援課に事前に連絡を取り、夜間や休日の対応方法・今後の流れをあらかじめ相談してください。なお、豊田市が法律上対応できることは、火葬埋葬に関することになります。

この際、後見人等が親族の情報を把握されている場合は、可能な限り親族の連絡先などをお聞かせください。これらをもとに、死亡届や火葬埋葬に関することで、豊田市から親族に連絡をとることがあります。

詳しくは、「身寄りを頼ることができない方への支援のレシピ集＜死後事務編＞」Ｐ７をご覧ください。

◆各種様式・参考資料

①通知文（豊田市成年後見制度利用支援事業及び送付先変更手続き）・・・１２

②書類送付先変更届（成年後見人等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

③（例）通知文（臨時給付金等に関する送付先変更）・・・・・・・・・・１４

④（例）臨時給付金等にかかる確認書の送付先を変更する旨の申出書・・・１５

⑤豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・１６

⑥豊田市成年後見制度利用支援事業に関する様式・・・・・・・・・・・・２０

⑦１年後アンケート(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

⑧豊田市成年後見支援センター事業における専門職交流会について（ご案内）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

⑨身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集＜死後事務編＞
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

豊よ発第１８７号
令和７年４月２１日

成年後見人等関係各位

豊田市　よりそい支援課
課 長　　岡 本　　裕 之

豊田市成年後見制度利用支援事業及び送付先変更手続きのオンライン申請について（通知）

日頃は、本市の福祉行政に格別なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、成年後見人等に係る市役所関係事務の負担軽減を図り、多くの方が後見活動に取り組みやすくするため、この度、成年後見制度利用支援事業及び送付先変更の手続きについて、令和７年４月よりオンライン申請を開始しました。

つきましては、積極的にオンライン申請を活用していただくとともに、団体等内での周知をお願いします。

	外部リンク	QR コード
豊田市成年後見制度利用支援事業	https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure-alias/riyousienjigyou/door	
送付先変更手続き	https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure-alias/200589476545/door	

※　豊田市のホームページからも検索いただけます。

※　リンク先は、「あいち電子申請・届出システム」となります。

【連絡先】
豊田市役所　よりそい支援課
地域共生・社会参加担当　下田・峯・竹下
TEL　0565-34-6791
FAX　0565-33-2940
yorisoi@city.toyota.aichi.jp

書類送付先変更届（成年後見人等）

申請日　令和　　年　　月　　日

豊田市長　様

※後期高齢者医療においては、愛知県後期高齢者医療広域連合長宛とする。

下記のとおり送付先を変更してください。また、送付先の変更にあたり、以下のことを誓約します。

・内容に変更が生じた場合は、すみやかに届出をします。

・送付先変更後の住所に郵便物が届かなくなった、又は連絡が取れなくなった場合は、送付先の解除を了承します。

太線枠内①から④を記入してください。

①対象者 （被後見人）	※フリガナ 氏　名		電話番号	
	住　所	〒 ※住民票に記載されている住所を記入してください。		
	生年月日	（T・S・H・R）　　年　　月　　日		

②申請者 （後見人）	※フリガナ 氏　名 ※法人後見の場合は法人名		電話番号	
	住所	〒		
	生年月日	（T・S・H・R）　　年　　月　　日		

③送付先	□　申請者と同じ			
	※フリガナ 受取人氏名		電話番号	
	住所	〒		

④送付先の変更を希望する項目（希望する項目に「☑」を記入してください。）

国民健康保険税 （国保年金課）	□　資格（資格確認書等） □　納税通知書等（保険税決定・変更通知、給付済額のお知らせ、督促状催告書など） □　給付関係書類（高額医療費支給申請、医療費通知など） ※対象者が世帯主でない場合は、この様式で送付先変更することはできません。直接、国保年金課へお問い合わせください。
健康診断 （健康政策課）	□　健康診査等書類
予防接種券 （感染症予防課）	□　予防接種券関係書類 ※予防接種券については、申請者（後見人）と別の住所には送付先変更の設定はできません。
特定医療 （保健支援課）	□　難病関係書類
介護保険 （介護保険課）	□　資格・認定（被保険者証、認定結果通知、更新申請のお知らせなどの認定申請に関する書類） □　賦課・収納（納入通知書、特別徴収通知など保険料に関する書類） □　給付（負担割合証、支給決定通知、給付通知など給付に関する書類）
後期高齢者医療 （福祉医療課）	愛知県後期高齢者医療広域連合（保険者番号　39232111）に加入中の方のみ、この様式で送付先変更ができます。 □　資格（資格確認書等） □　賦課・収納（保険料徴収に関する書類） □　給付（高額療養費・療養費に関する書類）　被保険者番号
福祉医療 （福祉医療課）	福祉医療費受給者証をお持ちの方のみ、この様式で送付先変更ができます。 □　福祉医療費受給者証等
障がい者保健福祉 （障がい福祉課）	□　障がい者手帳に関する通知等

※　**申請書が提出されますと送付先変更は速やかに反映され、適用日を指定することはできません。**

処理欄（【対象者の個人コード】　　）

申請者の 身分確認書類 ※法人の場合は提出不要	1点確認	□　運転免許証　□　マイナンバーカード　□　その他（　　）
	2点確認	□　健康保険被保険者証　□　健康保険資格確認書　□　年金証書　□　介護保険被保険者証 □　雇用保険受給資格証明書　□　その他（　　） ※その他については、名前と生年月日又は住所の明記があるもの
確認書類	必須	□　登記事項証明書等　□代理行為目録（保佐人又は補助人の場合のみ） ※登記事項証明書がない場合は、審判書及び審判確定書でも可

受付担当者	課名	よりそい支援課	担当者名	

豊　よ　発　第　号
令和●年●月●日

関係各位

豊田市役所　よりそい支援課

●●世帯への給付金（●万円給付金）にかかる確認書の送付先変更について（依頼）

さて、見出しの件につきまして、豊田市においては令和●年●月以降に●●世帯への給付金にかかる確認書（振込先口座を確認するための書類）を対象者に対し順次送付する予定です。

本事業の対象となる場合は、世帯主宛てに**住民票のある住所に**確認書が送られます。このことにつきまして、確認書の送付先を成年後見人等宛てに変更する場合は、下記のとおり御対応をお願いいたします。

なお、**令和４年１月以降に依頼しました給付金にかかる送付先を変更する申出書※を過去に提出しており、送付先情報等の変更が無い場合、今回の手続きは必要ありません**ので、ご了承ください。

※令和４年１月以降に依頼しました給付金にかかる送付先を変更する申出書は以下のとおり。

・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金にかかる確認書の送付先を変更する旨の申出書（令和４年１月５日依頼）
・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金にかかる確認書の送付先を変更する旨の申出書（令和４年１０月７日依頼）
・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金にかかる確認書の送付先を変更する旨の申出書（令和５年６月２日依頼）
・物価高騰対応重点支援給付金にかかる確認書の送付先を変更する旨の申出書（令和７年１月 30 日依頼）

記

１　対象者

（例：確認書の送付対象者は、基準日（令和●年●月●日）において、令和●年度分において世帯全員の令和●年度の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主となり、課税情報をもとに豊田市が抽出をします。

なお、申出書を提出された場合であっても、成年被後見人等が送付対象者とならない場合（世帯全員が非課税ではない、世帯主が別の者、住民税が課税されている者に扶養されている者などの場合）は、確認書は送付されませんのでご承知おきください。）

２　手続きの方法

別紙「申出書」に「登記事項証明書・代理行為目録（写し可）もしく審判確定書（写し可）」を添付し、豊田市役所 よりそい支援課課に郵送または持参にて提出してください。

３　提出期限

期限が大変短く恐縮ですが、**令和●年●月●日（●）まで**に提出をお願いいたします。

４　問合せ・連絡先

〒471-8501　豊田市西町３－６０　豊田市役所　よりそい支援課
電話　0565-34-6791　担当者：

●●●●給付金にかかる確認書の送付先を変更する旨の申出書

令和　　年　　月　　日

豊　田　市　長　様

申出者（成年後見人等）

氏　　名	
住　　所	〒　　－
電話番号 (携帯番号)	(　　)　　－

●●●●給付金にかかる確認書の送付先について下記のとおり変更をお願いします。なお、この件に関して、豊田市に一切申し立てをしません。

記

対象者(成年被後見人等)	氏　　名	
	生年月日	明・大・昭　　年　　月　　日
	住　　所	豊田市
	電話番号 (携帯電話)	(　　)　　―
送付先	□　申出者に同じ □　その他（変更先を以下に記入） 郵便番号　　― 住　　所 宛　　名 （対象者との関係　　） 電話番号(携帯番号)　　―　　―	

※申出は、確認書の送付先を成年後見人等宛に変更する成年後見人等が行うことができます。
※申出書に登記事項証明書・代理行為目録（写し可）もしく審判確定書（写し可）を添付してください。

豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、認知症、知的障がい及び精神障がいにより判断能力が十分でない者の権利擁護を図るため、民法（明治２９年法律第８９号）で定める成年後見制度の利用に要する費用について、負担することが困難な者に対し、豊田市がその費用を助成するうえで必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において使用する用語の定義は次のとおりとする。

（１）被後見人等

民法に規定する後見、保佐又は補助の開始の審判を受けた者、又はこれらの審判の申立ての対象となっている者をいう。

（２）審判請求費用

成年後見制度の利用開始に係る審判の申立てに要する費用（収入印紙代、切手代、診断書作成料、戸籍・住民票取得費用、鑑定費用）をいう。

（３）後見人等報酬費用

成年後見人、保佐人、補助人及び後見監督人等に対し、家庭裁判所が付与を決定した報酬をいう。

（助成の共通要件）

第３条　この要綱に基づく助成の対象となる者は、被後見人等であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者

（２）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付等を受けている者

（３）別表に掲げる要件のすべてに該当する者

（４）前各号に準ずるものとして、市長が特に認める者

（審判請求費用の助成対象者）

第４条　審判請求費用の助成対象者は、成年後見制度の利用開始に係る審判の申立てを行い、当該審判が確定した者（以下「申立人」という。）であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

（１）審判請求の対象者が、原則として豊田市に住民登録されている者又は法令等により豊田市が援護の実施者である者

（２）被後見人等が前条に規定する要件に該当すること。

（３）申立人及びその属する世帯のすべての世帯員が前条に規定する要件に該当すること。

（審判請求費用の助成方法）

第５条　審判請求費用の助成を受けようとする者は、様式第１号に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、申請は、あいち電子申請・届出システム（平成１６年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、申請することができる。

３　市長は、前２項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、様式第２号により申立人に通知するものとする。

（後見人等報酬費用の助成対象者）

第６条　後見人等報酬費用の助成対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

（１）被後見人等が、原則として豊田市に住民登録されている者又は法令等により豊田市が援護の実施者である者

（２）被後見人等が第３条に規定する要件に該当すること。

（３）家庭裁判所により、後見人等に対する報酬付与の審判がなされていること。

（後見人等報酬費用の助成方法）

第７条　後見人等報酬費用の助成を受けようとする者は、様式第３号に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　第５条第２項の規定は、前項の申請について準用する。

３　市長は、申請内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、様式第４号により申請者に通知するものとする。

４　被後見人等の配偶者、直径血族又は兄弟姉妹が後見人等又は後見監督人等となっている場合は、後見人等報酬費用の助成を行わないものとする。

５　振込先は、被後見人等の口座とする。ただし、助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合において、当該被後見人等の相続人又は相続財産管理人から報酬の全部または一部を受領することができないときは、報酬付与の審判を受けた後見人等又は後見監督人等の口座に振込をすることができる。

６　助成額の上限は、次の各号のとおりとする。ただし、家庭裁判所が審判した対象期間の始期及び終期の属する月については、当該月の日数の半数以上が報酬対象期間に算入される場合に限り１月とみなす。

（１）豊田市及び豊田市成年後見支援センターが実施するとよた市民後見人養成講座を修了し、とよた市民後見人として市長が認めた者（以下、市民後見人という。）が後見人等に選任されている被後見人等については、後見人等又は後見監督人等一人あたり、月額８，０００円

（２）（１）に定める市民後見人以外が後見人等又は後見監督人等に選任されている被後見人等のうち、厚生労働省の定める社会福祉施設（第１種社会福祉事業に該当するものに限る。）に入所又は医療機関に入院し、在宅での生活が困難な者については、後見人等又は後見監督人等一人あたり月額１８，０００円を。その他の者については月額２８，０００円

（助成金の支払）

第８条　市長は、第５条第３項及び前条第３項の規定により助成の決定をしたときは、決定の日から起算して３０日以内に助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第９条　市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があると認めたときは、既に支払った助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（情報の取扱い）

第１０条　市長は、被後見人等に対し必要な支援を行うことを目的として、本人又は申立人若しくは後見人等の同意を得たうえで、本事業により得られた情報を、豊田市成年後見支援センターに提供し、共有する。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１５年７月１日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

	要件
１	市町村民税非課税であること。
２	年間収入が１５０万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること。
３	預貯金等の額が３５０万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること。
４	その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を所有していないこと。

様式第１号表面（第５条関係）

豊田市成年後見制度利用支援事業（審判申立費用助成）交付申請書

豊田市長　殿

次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請日	年　　月　　日			
申立人（申請者）	フリガナ 氏名		被後見人等との関係	本人・配偶者・親・子 その他（　　）
	住所	〒 電話番号（　　）		
申請資格 （該当する番号に〇） ※申立人及びそのすべての世帯員が該当すること	1　生活保護受給者 2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等受給者 3　豊田市における社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業実施要綱に準じて、別表に掲げる要件に該当する者 4　その他市長が認める者			

被後見人等	フリガナ 氏名		後見等の類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助
			生年月日	年　月　日
	住所	〒 電話番号（　　）		
	施設入所・入院の場合の住所・施設名	〒 電話番号（　　）		
申請資格 （該当する番号に〇） ※被後見人等が該当すること	1　生活保護受給者 2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等受給者 3　豊田市における社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業実施要綱に準じて、別表に掲げる要件に該当する者 4　その他市長が認める者			
本人の状態に関する情報	介護保険の申請　未申請・申請中・認定済（介護度　　）			
	手帳の有・無　精神保健福祉手帳（1・2・3）　療育手帳（A・B・C）			
	かかりつけ（　　病院）			
本人の支援にかかわる機関	地域包括支援センター（　　）ケアマネ（　　） 障がい者相談支援事業所（　　） その他（　　）※（　　）に記入または当てはまるものに〇			

申請額	円	内訳	収入印紙　円	切手　円
			鑑定費用　円	診断書料　円
			戸籍・住民票取得費用　円	

交付決定の審査にあたり、申請者及び被後見人等（必要に応じ世帯員）の収入状況等を調査・確認することに同意します。また、被後見人へ必要に応じて支援を実施するため、本事業で知りえた情報を、豊田市と豊田市成年後見支援センターの両者が共有することに同意します。

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被後見人等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第１号裏面（第５条関係）

【振　込　先】

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	普通　・　当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

【添付書類チェックリスト】

（提出必須書類）

□ 審判書謄本の写し
□ 審判確定がわかる書類（登記事項証明書、裁判所が発行する審判確定証明書等）
□ 審判確定後、裁判所に提出した財産目録等の写し（裁判所が提出不要と判断した場合を除く）
□ 支出証拠書類（領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等）

（申請資格１の場合）

□ 生活保護受給者証（市外の方のみ）

（申請資格２の場合）

□ 本人確認書類の写し（市外の方のみ）

（申請資格３の場合）

□ 被後見人と申立人及びその世帯員の収入や預貯金額が分かる書類
（預金通帳（写）、預金証書（写）、有価証券（写）等）
□ 被後見人と申立人及びその世帯員が日常生活のために必要な資産以外の資産を所有していないことが分かる書類（特に書類がない場合は、資産状況等報告書（様式第５号）を記入し提出。）
□ 所得課税証明書（市外の方のみ）

【申請資格３参考】

別表（第３条関係）

	要件
1	市町村民税非課税であること。
2	年間収入が１５０万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること。
3	預貯金等の額が３５０万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること。
4	その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を所有していないこと。

様式第２号（第５条関係）

豊　発　第　号
年　月　日

（被後見人等）　様
（申　立　人）　様

豊田市長　太田稔彦

豊田市成年後見制度利用支援事業（審判申立費用助成）（交付決定・却下）通知書

年　月　日に申請がありました助成については、次のとおり交付決定・却下しましたので通知します。

１　被後見人等
（1）住所
（2）氏名
（3）生年月日

２　助成金額
（1）収入印紙代　円
（2）切手代　円
（3）診断書作成料　円
（4）戸籍・住民票取得費用　円
（5）鑑定費用　円

合計　円

３　申請却下の理由

様式第３号表面（第７条関係）

豊田市成年後見制度利用支援事業（成年後見人等報酬助成）交付申請書

豊田市長　殿

次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請日	年　月　日			
〈成年後見人等〉申請者	フリガナ 氏名		電話番号	
	住所	〒		
	申請者について	弁護士・司法書士・社会福祉士・市民後見人・その他（　　）		

被後見人等	フリガナ 氏名		類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助
			生年月日	年　月　日
	申立人	本人 ・ 親族（　　） ・ 市長 ・ その他（　　）		
	住所	〒 電話番号（　　）		
	施設入所・入院の場合の住所・施設名	〒 電話番号（　　）		
申請資格 （該当する番号に〇） ※被後見人等が該当すること		１ 生活保護受給者 ２ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等受給者 ３ 豊田市における社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業実施要綱に準じて、別表に掲げる要件に該当する者 ４ その他市長が認める者		
本人の状態に関する情報		介護保険の申請　未申請・申請中・認定済（介護度　）		
		手帳の有・無　精神保健福祉手帳（1・2・3）療育手帳（A・B・C）		
		かかりつけ（　　病院）		
本人の支援にかかわる機関		地域包括支援センター（　　）ケアマネ（　　） 障がい者相談支援事業所（　　） その他（　　）※（　　）に記入または当てはまるものに〇		
申請額	円		報酬付与対象期間	年　月　日～ 年　月　日

交付決定の審査にあたり、被後見人等の収入状況等を調査・確認することに同意します。また、被後見人へ必要に応じて支援を実施するため、本事業で知りえた情報を、豊田市と豊田市成年後見支援センターの両者が共有することに同意します。

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被後見人等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第３号裏面（第７条関係）

【振　込　先】

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	普通　・　当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

備考

１　振込先については、被後見人等名義の口座又は後見人等の管理下に置かれたことが明示されている口座を記載してください。

２　豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱第９条第５項に基づく被後見人等死亡後の報酬助成の請求の場合には、後見人等又は後見監督人等名義の口座を記載してください。

【添付書類チェックリスト】

（提出書類）

□　後見等事務報酬付与の審判書謄本の写し

□　後見等事務報告書の写し

□　財産目録等の写し（申請資格３、４の場合）

□　本人予算収支表の写し（申請資格３、４の場合）

□　被後見人等が日常生活のために必要な資産以外の資産を所有していないことが分かる書類（特に書類がない場合は、資産状況等報告書（様式第５号）を記入し提出。）

□　所得課税証明書（市外の方のみ）

【申請資格３参考】

別表（第３条関係）

	要件
１	市町村民税非課税であること。
２	年間収入が１５０万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること。
３	預貯金等の額が３５０万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること。
４	その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を所有していないこと。

様式第４号（第７条関係）

豊　発　第　号
年　月　日

（被後見人等）　様
（後見人等、後見監督人等）　様

豊田市長　太田稔彦

豊田市成年後見制度利用支援事業（成年後見人等報酬助成）（交付決定・却下）通知書

年　月　日に申請がありました助成については、次のとおり交付決定・却下しましたので通知します。

１　被後見人等
（1）　住所
（2）　氏名
（3）　生年月日

２　助成金額
円

３　申請却下の理由

様式第５号（第５条、第７条関係）

資産状況等報告書

年　　月　　日

豊田市長　殿

豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱第３条３号に規定する対象者の要件について、

被後見人等及び申立人とそれら同一世帯に属する者は、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を所有していないことに相違ありません。

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（自署の場合は印不要）

〇〇　〇〇　様

後見人等受任後の状況に関するアンケート調査票　（例）

令和〇年〇〇月〇〇日

被後見人等　〇〇　〇〇様に関する受任調整会議時の課題　**（受任当初の課題　例②　）**

①借金・お金
②相続　（例　相続手続きが必要）
③家族・トラブル
④支援体制が整っていない
⑤居所の変更・自宅の退去・処分

	質問	回答（当てはまるものに○）
1	受任当初の課題は解決しましたか。	ⅰ　すべて解決した ⅱ　一部解決した ⅲ　解決していない ⅳ　終了した
2	【質問１でⅱ・ⅲと回答された場合】 受任当初の課題の中で、 解決していない課題はどの課題ですか。	番号（　　） （自由記載）
3	当初想定されていなかった課題が新たに発生しましたか。	ⅰ　新たな課題が出てきた ⅱ　新たな課題はない
4	【質問３でⅰと回答された場合】 出てきた課題はどのようなものですか。	（自由記載）
5	【質問３でⅰと回答された場合】 出てきた課題は解決しましたか。	ⅰ　課題は解決した ⅱ　課題はまだ解決していない
6	課題について、どこか関係機関等に相談されたことはありますか。	ⅰ　相談した　（　　） ⅱ　相談していない
7	当センターが後見人支援を行っていることを御存知でしたか。	ⅰ　知っており、利用したことがある ⅱ　知っているが利用したことはない ⅲ　知らなかった
8	市民後見人へのリレーについて、希望しますか。	ⅰ　はい→当センターへご相談ください ⅱ　いいえ
9	専門職交流会で取り上げてほしいテーマはありますか。	（自由記述）
１０	当センターについて、御意見があればお聞かせください。	（自由記載）

令和●年●月●日

様

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会

豊田市成年後見支援センター事業における専門職交流会について（ご案内）

日頃は、豊田市成年後見支援センター事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本センターでは、豊田市成年後見制度利用促進計画に基づき権利擁護支援の体制整備を進めているところです。

つきましては今後の体制整備に向けて、専門職の皆様にご意見をいただくとともに、さらなる連携をお願いしたく、下記のとおり交流会を企画しました。

ご多忙の中恐縮ですがぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

1　日　時　　令和●年●月●日（●）午後●時から午後●時●分

2　場　所　　豊田市福祉センター２階　介護予防室

3　対象者　　弁護士・司法書士・社会福祉士・社会福祉連携推進法人

4　内　容

①身寄りのない方の意思決定支援や終末期死後事務についての意見交換

②成年後見利用促進における豊田市の動向

5　申込み　　裏面申込書を記入の上、**●月●日(●)まで**に当センターに提出

（FAX、持参、郵送、メール）

【連絡先】 豊田市福祉法人豊田市社会福祉協議会
豊田市成年後見支援センター
（住 所）豊田市錦町１丁目１番地１
（電 話） ０５６５－６３－５５６６
（ＦＡＸ）０５６５－３３－２３４６
（メール）s-shien@toyota-shakyo.jp

豊田市成年後見支援センター　宛

ＦＡＸ　０５６５－３３－２３４６

豊田市成年後見支援センター事業における専門職交流会
参加申込書

令和６年１２月５日（木）午後３時から午後４時３０分開催の見出しの研修について、下記のとおり申し込みます。

連絡先	

職種	氏名	備考
例）社会福祉士	豊田　花子	

【申込期限】令和６年 11 月 20 日（水）

【申込方法】ＦＡＸ・持参・郵送・メール

【問合せ先】豊田市成年後見支援センター
（住　所）〒４７１－０８７７
豊田市錦町１丁目１番地１　（豊田市福祉センター2 階）
（電　話）６３－５５６６
（ＦＡＸ）３３－２３４６
（メール）s-shien@toyota-shakyo.jp

Ver.1.1（R８．９月）

身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集＜死後事務編＞



豊田市成年後見・法福連携推進協議会

身寄りのない方への支援のあり方検討部会

【　目　次　】

１．日ごろからの準備

（１）本人の意向確認　〇人生会議：本人のもしもの時の
希望を書き残す・・・・・・・・・　Ｐ １

（２）緊急連絡先　〇事前の情報収集・・・・・・・・・　Ｐ ２

（３）住居に関すること　〇身元保証人・緊急連絡先等の確認・　Ｐ ３
〇精神科病院においては長期にわたる
入院をしている人もいる・・・・・　Ｐ ４

２．亡くなるかもしれない

（１）支援方針の確認・再調整
〇安否確認と本人・支援者間の情報共有
〇病院と支援者間での情報共有
〇親族との情報共有・・・・・・・・　Ｐ ５

（２）金銭に関すること　〇必要な費用について・・・・・・・　Ｐ ６

３．死後に向けた準備

（１）関係機関への連絡　〇平日の対応
〇休日、夜間時の対応・・・・・・・　Ｐ ７

（２）金銭に関すること　〇支払いに関すること・・・・・・・　Ｐ ８

４．死後事務

（１）親族に関すること　〇本人及び親族の情報
〇親族調査・・・・・・・・・・・・　Ｐ ９

（２）死亡届提出、火葬埋葬
〇死亡診断書（死後処置）費
〇手続き
○火葬
〇遺骨・納骨・・・・・・・・・・・　Ｐ 10

（３）住宅に関すること　〇家財、その後の家賃について
〇（空き家）近隣からの問合せ・・・　Ｐ 11

部会名簿・作業ワーキング参加機関一覧・・・・・・・・　P 12

参考になるツール

わたしのノート(スタート編)　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P 13

わたしのノート(スタート編)記入ポイント　・・・・・・・・・・　P 15

エンディングノート　わたしのノート　・・・・・・・・・・・・　P 17

見守り大家さん（公益社団法人愛知共同住宅協会）・・・・・・・　P 41

遺留金に関する実態調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P 43

結（ゆい）サポート～くらし安心事業～・・・・・・・・・・・・　P 63

レシピ内「法の裏付け」の記載について

本部会の熊田均弁護士と杉本みさ紀弁護士による監修の下、レシピ集に記載している対応などに対して、その法律上の根拠や見解を記載しています。

１．日ごろからの準備

（１）本人の意向確認

○　人生会議：本人のもしもの時の希望を書き残す

・自分がどうしたいかを周囲の人と話し合う機会を持つことが大切だということを伝えていきましょう。

・支援者はわたしのノートやエンディングノート等を活用し本人の希望をあらかじめ聞き取っておけるとよいでしょう。

・本人の病気のことや健康のことなど身近な医師・歯科医師に相談できるようにするなどを考えていきましょう。

参考になるツール

・わたしのノート
・エンディングノート

前もってやれるとよいと思うこと

・もしもの時の希望を書き残す

・望む治療を書き残すことで自分の望む医療を受けることができる。本人と話し合い、最後どのような治療を行うか相談する。

・豊田市社会福祉協議会が行う身寄りを頼ることができない方への支援事業『結（ゆい）サポート～くらし安心事業～』について、情報提供を行い、利用を希望する人には窓口の紹介など適切に連携を行う。

（２）緊急連絡先

○　事前の情報収集

・身寄りを頼ることができない方であっても可能な限り事前の情報収集を行いましょう。

・一つの機関での多くの情報を聞き取ることは難しいと考えられます。本人に関わる機関で本人の了解を得ながら情報収集をしましょう。また、本人には連絡先を携帯電話に入れておくことや書き留めておくなどの対策がとれるよう声掛けをしましょう。

参考になるツール

・わたしのノート
・エンディングノート

前もってやれるとよいと思うこと

・事前に必要な情報を整理しておく
・本人以外で入院費や火葬費用等支払いができる人がいるのかを確認しておく。

（３）住居に関すること

○　身元保証人・緊急連絡先等の確認

・大家・賃貸管理組合では、入居時や契約更新時に緊急連絡先等、身元保証人・親族の確認を行っています。本人の了解が得られるときは大家・賃貸管理組合等との連携が図ることができるとよいでしょう。契約内容などの確認を行いましょう。

・可能な限り関係者で亡くなった際の対応をどうするかについて検討を行いましょう。

今後やれるとよいと思うこと

・　身寄りのない人が急に亡くなったときにも家賃等が支払われるような仕組みがあるとよい

【法の裏付け】

個人情報の保護に関する法律
第二十七条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

事前に本人の了解を得てから情報を集めるようにしましょう。

墓地、埋葬等に関する法律
第九条　死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

この法律に基づき、自治体は本人の埋葬等に関することを行います。
（本人の自宅のことなどは対応できません。）

○　精神科病院においては長期にわたる入院をしている人もいる

・精神科病院等では長期間、入院している方もおられ、金銭管理を病院がせざるを得ない場合があります。身体状況の悪化等、総合病院等への転院が必要になると誰が金銭管理を行うのかという課題が出てきます。

・金銭管理の方法について、事前にこうなったときにはどうするなどの病院内で確認しておきましょう。また救急搬送先等の病院とも情報の確認をしましょう。

・病院間での連携がスムーズにいくよう緊急連絡先等の情報を更新していきましょう。

今後やれるとよいと思うこと

・　精神科病院でやむなく行われている金銭管理を転院後にはどうするか、取り決めなどがあるとよい。

・　必要に応じて成年後見制度の利用等をすすめ、本人が困ることのないようにする。

2．亡くなるかもしれない

（1）支援方針の確認・再調整

○　安否確認と本人・支援者間の情報共有

・本人がどうしたいと考えているのか意向の確認を行いましょう。

・支援会議で支援者間での安否確認方法、今後の対応方法の確認・情報共有を図りましょう。より詳細に流れの確認ができるとよいでしょう。（連絡先および連絡方法、平日と夜間休日の対応方法、その他、家の施錠やサービス利用料等について）

○　病院と支援者間での情報共有

・病院では、本人の意向に基づきできるだけの対応をします。その中で、本人が自宅にあるものを取りに行って欲しいと言われた場合等、対応に困るときがあります。在宅時の支援者に病院から相談が入る場合もあります。できる範囲で対応方法を考えましょう。

○　親族との情報共有

・支援拒否の親族の場合、支援者は親族へ今の本人の状況をどこまで伝えるか悩むことがあります。伝える内容や伝え方などできる限り本人の意向や親族の意向に沿うようにしましょう。本人の意向の確認ができないとき等は必要に応じて複数機関で判断するようにしましょう。

・身寄りを頼ることができない方の死後事務として市が対応するときにも、親族の情報が得られると対応がスムーズになります。事前に親族の連絡先を市に知らせてもよいかの確認が行えるとよいでしょう。

前もってやれるとよいと思うこと

・　どのような状態になったらどう対応するかの取り決めをしておけるとよい。（例えば、支援者等が訪問した際に亡くなっていたらどうするかなど）

・　本人と同行で自宅に行くことができるとよいが、それが難しい場合も多い。本人同行が難しい場合はどうするかなど対策を考えておけるとよい。

（２）金銭に関すること

○　必要な費用について

・ご自宅であっても病院であっても様々な費用が必要となります。本人の意向に基づき、どのような方法で支払いをするか考えておくことは重要です。通帳からの現金引き出し等は本人のみができる行為です。本人と話し合い、事前にできる方法を考えましょう。

・支払いに関して事前に本人と一緒に金融機関へ行くなどの方法を考えましょう。本人が金融機関へ行くことが困難な場合等、本人の意向に基づき現金引き出しを行う際であっても複数機関で行いましょう。その際は、複数機関がそれぞれ支援経過を記録に残しましょう。

・必要と考えられる費用について、事前に整理をしましょう。例えば、サービス利用料や入院費・入院中のレンタルサービス代、葬儀費用、家財等住まいに関することなどがあげられます。

・本人の判断能力の低下が疑われるときには成年後見制度の利用等を考えましょう。

・成年後見人がついている人は、チーム会議等でもしもの時の対応を考えましょう。本人のさまざまな事情に沿った対応方法を考えておくことが大切です。

前もってやれるとよいと思うこと

・ 事前にお金の整理をしておけるとよい。

今後やれるとよいと思うこと

・ 本人には判断能力があるが、金融機関に行くことはできない等の場合の対応策ができるとよい。

３．死後に向けた準備

（１）関係機関への連絡

○　平日の対応

・結（ゆい）サポート～くらし安心事業～登録者の場合、豊田市社会福祉協議会と今後の対応方法について確認しておきましょう。

・血圧の低下、意識の混濁、尿量減少等看取りが必要な状況に近づいてきたとき、在宅では主な支援者が市役所（生活福祉課やよりそい支援課）に連絡をとり平日・夜間・休日の対応方法を確認しておきましょう。

・病院入院中も同様で、医療ソーシャルワーカーが、身寄りを頼ることができない方が亡くなりそうな段階で市役所（生活福祉課やよりそい支援課）に連絡をとり、平日・夜間・休日の対応方法の確認しておけるとよいでしょう。（死亡診断書の受け渡し方法、遺留金額の確認、親族情報と連絡先等）

今後やれるとよいと思うこと

・閉庁日に救急搬送された場合は、開庁時にはすでに亡くなってしまうこともあるため開庁時に連絡を取り合うことが難しい場合の対応方法検討。

○　休日、夜間時の対応

・身寄りがない方の場合、市役所の閉庁時は豊田市役所 代表電話 0565-31-1212 へ電話、代表電話から生活福祉課あるいはよりそい支援課の携帯電話に繋がります。ご遺体の引取について市で葬儀会社の調整を行います。

前もってやれるとよいと思うこと

・開庁時に連絡があれば夜間休日の対応方法を事前に確認できる。

（２）金銭に関すること

○　支払いに関すること

・入院費等、支払いに関するものは、本人の死後は相続人に請求することになります。

・相続人がいない場合は相続財産清算人にその費用を請求することになります。

・市では相続人等と連絡が取れた場合、これまでの関係者が相続人と連絡をとりたい意向があることを伝えることはできます。

前もってやれるとよいと思うこと

・ 事前にお金の整理をしておけるとよい。

４．死後事務

（１）親族に関すること

○　本人及び親族の情報

・支援拒否の親族の場合、支援者は親族情報を市に知らせてもよいかどうかが判断できない場合があります。市へ連絡先を提供してもよいかの確認を事前に行えるとよいでしょう。

・親族はいるが支援はできないと言われている場合、亡くなったことを連絡をする必要があるのかについても事前に本人や関係者間で確認ができるとよいでしょう。

○　親族調査

・市では、墓地、埋葬等に関する法律に基づき戸籍調査を行います。相続人等と連絡が取れた場合、これまでの関係者（病院や大家など）が相続人と連絡をとりたい意向があることを伝えることはできます。

備考

市は墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死亡届の届出人になりうる親族に届出人になれるか（その他、埋葬、火葬を行う意向の有無）を確認し、埋葬、火葬を行います。

（２）死亡届提出、火葬埋葬

○　死亡診断書（死後処置）費

・死亡診断書はご遺体の引き取りとともに受け渡す場合が多いです。夜間・休日に慌てないよう書類の引き渡しの流れを把握しておきましょう。

・身寄りのない人の場合、死亡診断書（死後処置）費は一時的に市が負担します。その後、費用負担できる親族を探します。

○　手続き

・親族調査を行った上で届出人になる人がいないのであれば家屋管理人（病院・施設もしくは大家・賃貸管理業者）となることもあります。

・施設で亡くなり、家屋管理人が施設長となる場合、現在は施設住所では市民課では受理されません。（個人住所を求められる）。

・結サポート契約者が自宅で亡くなれた場合、死亡届が出せる家族等がいない場合、社会福祉協議会が提出します。

参考になるツール

・「遺留金等に関する実態調査」の結果に基づく勧告（概要）

○　火葬

・遺体の引き取り手がいない場合は市役所で対応します。

○　遺骨・納骨

・市では身寄りのない方のご遺骨を一時的に供養碑での保管、その後、最終供養場での合祀となります。

・最終供養場へ移動した後は、親族が希望されてもご遺骨をお渡しすることができなくなります。

（３）住居に関すること

○　家財、その後の家賃について

・自宅の荷物等に関して相続人にその対応が求められます。家賃の請求等は相続人に行うことになります。契約解除等は相続人に求められます

・市としては墓地、埋葬等に関する法律に基づいて対応をしているため、自宅の家財等を整理することはできません。

・市が相続人等と連絡が取れた場合、家財や家賃のことなど大家・賃貸管理業者へ連絡してほしいとの伝言することはできます。

○　（空き家）近隣からの問合せ

・市ホームページにおいて空き家でお困りの方へ向けて、よくある質問、空き家に関する協定団体を掲載しています。

https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/sumai/teiju/1051966.html

豊田市成年後見・法福連携推進協議会
身寄りのない方への支援のあり方検討部会

愛知県弁護士会	熊田　均　◎
愛知県弁護士会	杉本　みさ紀
愛知県司法書士会	川上　明子
愛知県社会福祉士会	近藤　孝
豊田加茂医師会	那須　正和
愛知県厚生農業協同組合連合会　豊田厚生病院	杉村　龍也
豊田市基幹包括支援センター	杉浦　良馬
豊田市地域自立支援協議会	阪田　征彦
公益財団法人豊田地域医療センター	山内　聖
医療法人豊和会　南豊田病院	成瀬　智
社会福祉法人旭会	三井　克哉
豊田福寿園	長嶋　めぐみ

※ 敬称略。◎は部会長。

作業ワーキング参加機関一覧

成年後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士）
豊田加茂医師会事務局
医療相談員（豊田厚生病院・トヨタ記念病院・豊田地域医療センター・足助病院）
豊田市地域自立支援協議会
特別養護老人ホーム
基幹包括支援センター・地域包括支援センター
豊田市成年後見支援センター
葬儀会社（トキワ葬祭・イズモ葬祭）
豊田市役所（救急課・北消防署管理課・高齢福祉課・生活福祉課・よりそい支援課）

【事務局】豊田市役所よりそい支援課、豊田市成年後見支援センター